

入札説明書

宮崎県が行う「国文祭・芸文祭みやざき2020」の広報グッズ製作業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、下記4に掲げる者に説明を求めることができる。

1 公告日 平成30年12月17日(月)

2 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

「国文祭・芸文祭みやざき2020」の広報グッズ製作に係る業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成31年2月28日(木)まで

(3) 業務内容

仕様書による

(4) 入札方法

ア (1)の業務件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

3 入札参加資格に関する事項

(1) 本入札に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

ア 県内に主たる事業所(本社、本店)又は支社、支店を有する者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

ウ 宮崎県競争入札資格者名簿に登録されている者(営業種目は問わない)

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

オ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績を有する者

カ この公告の日から契約締結するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止等の措置を受けていないこと

キ 県税に未納がない者

(2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課国民文化祭担当

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話番号: 0985-26-7951

イ 提出期限 平成30年12月28日(金)(開庁日の午前9時から午後5時まで)

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書類郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

4 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課国民文化祭担当

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話番号: 0985-26-7951

5 入札と開札

- (1) 入札に参加する者は、別記様式第2号による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。なお、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の場所及び日時
 - ア 日時 平成31年1月9日（水）午前10時から
 - イ 場所 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番地1号 県庁附属棟306号室
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別記様式第3号による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 開札に入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

6 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は2回を限度とする。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を締結し、その証書を提出する場合）
- イ 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 宮崎県を被保険者とする契約保証保険契約（契約希望金額の100分の10以上を締結し、その証書を提出する場合）
- イ 契約を締結しようとする者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正な行為があった入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 その他

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。